



2013年2月28日 第89号
北九州労健連ニュース

TEL 093-871-0449 FAX 093-872-3695

〒804-0012 北九州市戸畑区中原東3丁目1-1

<http://rokenren.com/>

北九州労働者
の健康問題連
絡会議 発行

夜間労働・交代勤務と健康

24時間社会を考える

《人間らしく働くための九州セミナー》
第2回課題別セミナー

2月16日(土)～17日(日)に、鹿児島市天文館NCサンプラザに於いて、夜間労働と交代制勤務を考えるということ

をテーマにした課題別セミナーが開催されました。90名が参加しました。

開会あいさつ

九州セミナー代表世話
人会議長 田村昭彦
25年前から年に一

回、各県で九州セミナーを開催してきました。もう少し課題を整理して新しい企画をやろうと、昨年

から課題別セミナーを開催し、昨年は「アスベスト大学習会2012」を3月福岡市で開催しました。

今、24時間社会がどんどん進行している中、健康の問題については考慮されずに、様々な産業に様々な勤務体系が導入され、24時間社会が押し寄せている状況があります。

今回の課題別のセミナーでは、大きくは夜間労働や交代勤務の実態についての交流を行い、不安定雇用労働者の増加や一人親方、自営業化させられ労働の規制がかからないような働き方が増えてくる中で、夜間労働や交代制勤務の問題点が事実上「隠ぺい化」されて

いることに注目をしたい。

二番目としては、夜間労働や交代勤務の健康影響に関する知識を大いに学んで、健康被害を未然に防ぐためにはどうい

うことができるのか。各職場の中で、今日明日のセミナーを通じて得た知識を生かしていただきたい。三番目としては、ILOが定めている夜業条約やEUの労働規制などを学ぶことによって、夜間労働・交代勤務における国際的なルールを共有化したい。今、日本ではルールなき資本主義が進行していると言われている。規制緩和というのが錦の御旗のように言われている。労働の規制が重要なことになっているということを含めて議論していき



参加者の感想

健和会労働組合 梶山浩光

1日目の前段は、「夜間労働の実態と健康」というテーマでリレートークによる7単組から報告が行われました。私は医療産別ですが、医療産別以外においてもルールなき24時間社会化が進行しており、夜間労働や交代制勤務が増加しているのだと印象を受けました。また、それらの夜間労働や交代制勤務は、健康面、賃金などへも非常に配慮を欠くものでした。24時間社会化や非正規労働の増加は、まさしく日本の経済不況からの煽りだと思いました。

報告に続いて労働科学研究所の佐々木司先生から、緻密なデータ分析による身体のメカニズムと睡眠から夜勤の有害性との関係について講演して頂きました。「夜勤は最小限にとどめ、二日以内にすべき」、「勤務時間の長さは労働負担の度合いによって決め、夜勤は極力短く」「夜勤専従看護師は乳がんの確立が高い」「安全と健康な夜勤はない」など、様々な科学的根拠があり非常に勉強になりました。いのちに関わる夜間労働と交代制勤務について、今一度多くの人々が学び、情報を共有し、社会運動を進めていく必要があると思いました。



二日目は、全労連国際局長の布施恵輔先生に、ILO 夜業条約、国際労働基準と日本について講演して頂きました。日本と世界の労働基準ではかなりの格差があることに非常に驚きました。オーストラリアの看護師の通常勤務は週38時間、通常勤務やシフトにおいても1日の勤務は10時間を超えない、賃金や残業代など様々な面においても差は歴然でした。私は国内や産別のみ視点がいきがちでしたが、グローバルな視野で世界の労働者とともに運動を進められるようにしていきたいと思いました。

講演に続くシンポジウムでは、トラック、建設、医療、公務からの報告が行われました。実例をもとに、夜間労働や交代制勤務の健康への影響や今後の対策などを発言して頂いて

非常に勉強になりました。

二日間のセミナーでしたが、九州で働く人々の現状や夜間労働の有害性などを学び、交流を深めることができ、非常に良い経験ができました。今後も人間らしく働くことのできる社会を作る為、日々の活動に励んで行こうと思いました。

命と健康を守る会 細井 亮

私は交代勤務に従事しており、夜業に対して関心があったので、九州セミナーに参加させて頂きました。初日の「リレートーク」では、日頃知ることが出来ない他業種の夜業実態を知ることができました。どの職場も厳しい夜業を行っており、愕然としました。次に佐々木先生の講義では、夜勤労働・交代労働の健康影響に関する知識を学ぶことが出来ました。その中で特に気になったことは、夜業を行ったことによりがんの発生が高まるという件です。夜業は非常に健康にリスクがある業務であり、会社側はもっとそのことを認識して業務形態を考える必要があると思いました。

2日目の布施先生の学習講演「ILO夜業条約、国際労働基準と日本」では、日本が夜業において非常に遅れている現状がよくわかりました。私たち労働者の夜業に関する要求は間違っておらず、世界から見れば当然の流れだと分かり自信となりました。今後は、国際労働基準の批准を目指して、労働者が一致団結して声を上げていくことが大切だと思います。次にシンポジウムでは、各業務における詳しい勤務実態が分かり、それに対しての規制や対策を皆で共有することが出来ました。今後は、2日間のセミナーで学んだ貴重な知識を職場に持ち帰り、役立てていこうと思います。

2015年までにすべての都道府県に地方センターを確立、2013年の早い時期に30地方センターをめざす —「いの健」地方センター交流集会参加報告—

2月10日、11日の両日、第8回目となる地方センター交流集会が倉敷市で開催され、21組織・県労連、53名が参加した。90年代から続く財界主導による労働法制の規制緩和により、働くものの生活は壊され、メンタルヘルス不全を特徴とする健康被害の増大が極めて深刻化している。地方センター交流集会は、命と健康を守るたかひの重要性が増す中で、地方組織の拡大・強化発展をめざし、継続的な取り組みとして開催されている。

今回の集会の目的は、①各地方・地域センターの活動・たかひの交流を活発に行う、②2015年までにすべての都道府県に地方センターを確立、2013年の早い時期に30地方センターをめざすことの意味一致、③第一義的課題である後継者育成に関する交流と協議を行う、④救済活動を一層発展させることを確認し、制度政策要求や認定基準改定、さらに研究会活動へ発展させていくこと、⑤労働局・地方自治体への要請活動の共有化を図ることとして位置づけられた。

初日に、二日間の討論を深め、問題提起となる「いじめ」をテーマとした学習会とシンポが行われた。学習講演は、岡山過労死センター代表委員である山本勝俊弁護士により「いじめ自殺事案と裁判闘争」と題し、いじめの構造から職場・社会の中で広がる被害の実相と具体的例示、現在の「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」の評価と課題に及び、参加者の理論的整理が進んだ。続くシンポでの報告は、様々な職場にはびこるいじめの実態と深刻さ、いじめをはね返し職場復帰を勝ちとったたかひなど、四つの地方センター・労連からの報告が行われた。報告は日本社会の闇とも言えるいじめの深刻さとともに、地方センター・労連の果たしている役

割と成果からその重要性が浮かび上がった。

二日目は三つの班で、初日に提起された四つの重点課題を柱に分散会討論が行われた。特に地方センター確立と後継者育成の課題で大きく議論が展開された。地方センターを確立する課題では、昨年4月に愛媛センター



が設立、そして本集会を前に兵庫センターが結成総会を済ませ、現在の到達が27都道府県となっている。「地方センター確立の目的と意義を今日的により明らかにしていくことが重要」など議論百出となり、2013年度の早い時期に30の都道府県でセンター確立を実現しようと思意統一された。後継者育成もたいへん大きな課題として議論が進んだ。

全国センターでは、総会方針に位置づけられ、その具体的な取り組みとして「カレッジ」の開校が提起され、今年開校に向け準備が進められている。各地方センター・労連の最大の課題は、活動家の高齢化に伴い次代にいかにか引き継いでいくかであり、各組織で真剣な模索が続いている。討論では教訓的な経験も多く出されていたが、後継者育成を全ての地方組織で成功させなければならないことを痛感した。北九州労健連も後継者育成の一環として、今年度方針で労働安全衛生学校を提起し具体化の論議を進めている。進んだ地方組織の経験に学び、大きく成功させていきたいとの思いを新たにしたい。

副議長 日高琢二

証人尋問はじまる 「第6・7回期日」

— 九州建設アスベスト訴訟 —

— 石綿疾病の病理解説・舟越医師 —

1月30日に開かれた第6回期日は、千鳥橋病院に所属するお二人の医師の証人尋問がおこなわれました。舟越先生からは、10数年に渡って石綿疾病に関わってきた経験から、石綿疾病の種類、石綿肺・肺がん・中皮腫・良性石綿胸水など各疾病の病理学的な特徴について解説されました。

— 患者の苦しみ証言・佐々木医師 —

佐々木先生からは、肺がんや中皮腫の症状と、そこからくる患者の苦しみについて話をされました。咳や痰から胸痛の症状の話。呼吸の苦しさについては、健康な人では血中の酸素

濃度は98%前後なのに原告のなかには80%程度の方もいるとのこと。また、肺がんについて最も効果があるのは患部の切除手術だが、肺が固くなっていたり、進行が進んでいたり、高齢である場合には手術ができない。中皮腫の末期では、モルヒネなどを使用せざるを得なくなるが、こうした処置の時期が、正しかったのかどうかと医師としての苦しい胸中も話されました。

— 現場の実態証言・黒岩一級建築士 —

2月6日に開かれた第7回期日で証言台にたったのは、福岡県建設労働組合の役員で一級建築士の黒岩さん。黒岩さんは、20代前半から建設会社に永年勤務した後独立して、リフォーム専門工事の請負をおこなっています。

— 石綿建材使うほかなかった —

黒岩さんは、建築の一連の作業工程のなかで、どのような作業で、石綿粉じんが発生するかについて、屋根工、配管工、塗装工、左官など各職種の作業の特徴から具体的に証言しました。また、建材について、当時は石綿が有害であることは知らされず、またもとより、石綿が入っているかどうかについても吹き付け材以外は知らなかった。

また、元請事業者の管理者として建材の選択をおこなうにあたり、不燃性を要求される場合、当時は石綿含有建材とは知らなかったが、今考えれば選択していたのは、ほとんど石綿含有建材だった。というのも、それらと同等の性能や価格帯（安価であったこと）の

ものでは、石綿含有建材をおいて他になかったというのが実情で、選択の余地が極めて少なかったことも証言されました。

— 山下幹事長が激励 —

第7回期日には、北海道訴訟弁護団から近

藤健太弁護士、首都圏訴訟弁護団から山下登司夫幹事長が傍聴参加されました。

山下幹事長から、報告集会で激励のあいさつをいただき、東京地裁判決の中身で、事業主や一人親方が救済の対象から外された点に触れられ、これをどう突破するかが今後の大きな課題であると話されました。

また、石綿疾病による労災認定者数の統計が出て以来、推定すれば、7千名を超える建設アスベスト労災認定者が全国にいることを指摘されました。これに比べ、まだまだ「原告の数が少ない」と話され、いかに原告を組織していくかも大きな課題だとされました。

福建労北九州支部 平安 政隆

